

益城町公告第 52 号

広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務委託について、公募型プロポーザルによる手続きを開始するので公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

益城町長 西村 博則

1 目的

益城町では、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童に対し適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについて、5つの小学校区に合計 13 か所設置しており、その運営は、保護者会や法人に委託しています。

広安西小学校区には、これら 13 クラブのうち 4 クラブを設置しており、現在、新たなクラブの設置及びクラブ棟の建設を進めています。

既存の 2 クラブと新設する 1 クラブの計 3 クラブについて、令和 9 年 4 月以降の運営業務を委託するに当たり、安全で安心な運営業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、これらの事業を委託する事業者を選定するために必要な事項を別紙「広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領」（以下「実施要領」という。）に定め、公募型プロポーザル方式を実施します。

2 業務の概要

(1) 委託業務番号

令和 8 年度 益こ委第 5 号

(2) 業務名

広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務

(3) 対象施設

- ・ 広西第一児童クラブ
- ・ 広西第二児童クラブ
- ・ 広西第三児童クラブ

(4) 業務内容

別紙「広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(5) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(6) 委託準備期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までを業務実施準備期間とし、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までを運営期間とします。

なお、業務実施準備期間内において、現委託事業者との業務引継ぎを実施することとします。

(7) 委託料上限額

上限額 185,631千円（非課税）

なお、各年度における委託料の額は子ども・子育て支援交付金の基準額の範囲内とし、以下の金額を上限額とします。

（内訳） 令和9年度 58,637千円

令和10年度 61,221千円

令和11年度 65,773千円

利用料（保護者負担金）については、別途受託者が徴収し、運営業務にあてることができるものとします。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (2) 益城町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成11年益城町告示第23号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないもの。
- (3) 益城町暴力団排除条例の運用に関する規則（平成24年益城町規則第14号）の規定による排除措置等を受けていないもの。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないもの。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないもの。
- (6) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しているもの。
- (7) 日本国内に本社等を有し、九州内に事務所等を有するなど、緊急時又は平時を問わず、迅速に対応ができるもの。
- (8) 令和8年4月1日現在、次のア～キのいずれかの施設について、5年以上の管理運営実績を有しているもの。
 - ア 放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）
 - イ 認可保育所
 - ウ 認定こども園
 - エ 幼稚園
 - オ 放課後等デイサービス
 - カ 児童館
 - キ 上記のいずれかの施設に類する施設であり、町長が適当と認めるもの

4 募集の周知及び実施要領の配布

(1) 募集期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月1日（木）午後5時まで

(2) 周知及び配布方法

町ホームページにて配布します。

5 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（別紙1）により、電子メールで提出してください。原則として、電子メール以外の方法による質疑は受け付けません。ただし、(1)の提出期間内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えないこととします。

(1) 提出期間

令和8年9月7日（月）から令和8年9月28日（月）午後5時まで

(2) 提出先

益城町こども未来課（以下「事務局」という。）

(3) 回答方法

回答は、令和8年9月29日（火）午後5時までに町ホームページに掲載します。

なお、回答は、実施要領等の追加又は訂正とみなします。

また、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限りません。

6 現地見学会

本プロポーザルへの参加に当たり、現地見学の希望がある場合は、令和8年9月18日（金）午後5時までに、現地見学会参加申込書（別紙2）により、事務局あてに電子メールで提出してください。

(1) 開催日

①令和8年9月24日（木）、②令和8年9月25日（金）

(2) 集合場所

益城町立広安西小学校（上益城郡益城町大字福富1001番地）

(3) その他

- ・参加者は、1者につき2名以内とし、いずれも現地集合とします。
- ・移動手段は、参加者で準備するものとします。
- ・見学時間については、重複しないよう事務局が時間を設定し、事務局から参加を希望する者に電子メールにて連絡します。

7 参加申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり作成し、提出してください。

(1) 提出期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月1日（木）午後5時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出書類（以下「参加申出書類」という。）

次の書類を各1部ずつ提出してください。

ア 公募型プロポーザル参加申出書（様式第1号）

イ 事業者等の概要（様式第2号）※パンフレット等の使用も可

ウ 直近年度の決算書

エ 業務実績書（様式第3号）

過去の業務実績のうち、3（8）のいずれかの施設に係る5年以上の管理運営業務を対象とする。

オ 業務実績関連資料

業務実績書に記入した業務内容が確認できる資料（契約書の写し等）を提出すること。ただし、資料が10件を超える場合は、直近の10件とする。

カ 業務実施体制調書（様式第4号）

キ 納税証明書

参加申出書類の提出日から起算して3か月以内に発行された証明書で、令和7年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの。なお、地方税については、本業務を主に担当する事業者等が所在する地方公共団体が発行するもの。

(4) 提出方法

事務局あてに郵送または持参達とし、郵送の場合は、期限内に必着とします。

8 参加資格の審査及び提案書提出要請の通知等

参加申出書類の内容を審査し、参加資格のある事業者に対し、令和8年10月初旬までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）及びプロポーザル参加要請書（様式第6号）を電子メールにて送信する予定です。

9 提案書等の提出

本プロポーザルの提案書等は、次のとおり作成し提出してください。

(1) 提出期限

令和8年10月20日（火）午後5時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出書類（以下「提案書等」という。）

ア 提案書（様式第8号）正本1部、副本7部

イ 提案事項（任意様式、A4サイズ30ページ以内）正本1部、副本7部

次の事項については、必ず記載すること。

- ・運営方針と理念
- ・保育方針と保育内容
- ・配慮が必要な児童の対応
- ・児童虐待等への対応
- ・支援員の確保と配置（仕様書5（2）に対応できること。）
- ・支援員の採用基準と雇用条件
- ・支援員の研修計画
- ・夏季休暇等長期休暇期間中の昼食提供内容
- ・事故防止策と事故発生時の対応
- ・衛生管理
- ・防災と防犯対策
- ・個人情報保護
- ・保護者との連携
- ・苦情対応
- ・学校や地域等との連携
- ・業務開始までのスケジュール

ウ 見積書（任意様式）1部

※見積に係る積算内訳書を別途作成し同封してください（任意様式）。

※見積金額の積算に当たる費用分担は、仕様書（別表2）のとおりです。

※見積金額の積算に当たっては、仕様書5（2）に示す最大の定員、支援単位数を用いることとします。

なお、小学校のミーティングルーム及び余裕教室の利用料として、令和8年度は年額80,000円、令和10年度以降は年額40,000円を計上することとします。

※次の事項を記載した封筒に封入封緘して提出することとします。

- ・業務名称
- ・提出者の所在地、名称、代表者名
- ・見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

(4) 提出方法

事務局あてに郵送または持参達とし、郵送の場合は、期限内に必着とします。

(5) 作成要領

提案書等は上記（3）のア～イの順番で製本し、ページ番号、表紙、目次を付けるとともに、左綴じとし、書類名（略称可）が分かるように右端にインデックスを添付して、A4版のファイルに綴じることとします。

(6) 留意事項

- ア 提出する書類一式は、写しを保存すること。
- イ 提出者は、申請書類の提出をもって、実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ウ 提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、町が必要と認めた場合はこの限りではありません。
- エ 申請書類は、理由のいかんを問わず、一切返却しません。
- オ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- カ 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本事業の運営に関し、公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、申請書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- キ 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

10 一次審査（書類審査）

提案書等の提出事業者がおおむね4者を超える場合には、参加申出書類及び提案書等の内容に基づき、一次審査を実施します。

11 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 日時等

令和8年10月28日（水）予定とします。

※場所及び実施方法は、改めて通知します。

(2) 実施内容

広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を実施します。

提案内容の説明（25分以内）を受け、選定委員会による質疑（35分以内）を行います。

なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとします。

(3) 実施方法

提出済の企画提案書により、電子黒板を使用して実施します。電子黒板は町が用意しますので、HDMI端子付きパソコンをご持参ください。

(4) 説明者

1事業者あたり3名までとし、提案書等にて届け出た統括責任者及び主に担当する予定の者は必ず出席をお願いします。

(5) その他

ア プレゼンテーションは非公開とします。

イ 選定委員会委員の事前公表は行いません。また、事前接触は認めません。

違反した場合は、当該申請を無効としますので、十分にご注意ください。

12 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、参加者全員に速やかに結果通知書（様式第9号又は様式第10号）にて通知（令和8年10月末予定）するとともに、受託候補者を町ホームページで公表します。

契約金額及び審査の概要については、契約締結後に公表するものとし、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮します。

なお、電話による問合せには一切応じない。

13 契約手続

- （1）受託候補者として選定された者（以下「選定者」という。）は、結果通知書を受領した後、速やかに、本町と当該業務仕様の内容について協議し、その内容を決定します。
- （2）上記（1）の業務仕様内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により本町と選定者との間で契約を締結します。
- （3）選定者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する必要があります。ただし、益城町財務規則（平成16年益城町規則第25号）第81条第1項各号に該当する場合は、この限りではありません。

14 その他留意事項

- （1）参加を辞退する場合は、令和8年10月20日（火）午後5時までに、辞退届（様式第7号）を事務局あてに電子メールにて提出してください。
- （2）申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- （3）本プロポーザルに関して必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- （4）契約金額及び審査の概要については、受託候補者との契約締結後に公表するものとします。なお、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮します。
- （5）審査の結果、候補者に選定されなかった者は、審査結果が公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日は含まない。）以内に、書面により選定委員会に対して非選定理由を求めることができます。
なお、この場合の回答は、書面による内容等を受け付けた日の翌日から起算して10日（土日祝日は含みません。）以内に書面により行います。
- （6）本事業は、本件事業の実施に係る予算の議案について、益城町議会の議決を得ることを条件として進めています。

15 公募のスケジュール

No.	時期	内容
1	令和8年9月7日（月）	仕様書（案）等先行公開
2	令和8年9月7日（月） ～令和8年9月28日（月）午後5時	質問書受付
3	令和8年9月7日（月） ～令和8年9月18日（金）午後5時	現地見学会の参加申込受付
4	令和8年9月18日（金）	公告
5	令和8年9月18日（金） ～令和8年10月1日（木）午後5時	参加申出書等の受付
6	令和8年9月24日（木）、 令和8年9月25日（金）	現地見学会
7	令和8年9月29日（火）午後5時	質問回答期日
8	令和8年10月初旬	参加資格審査・通知
9	令和8年10月20日（火）午後5時	提案書等の提出期限
10	令和8年10月上旬 ～令和8年10月中旬	選定委員会による一次審査 （書類審査）
11	令和8年10月21日（水）	一次審査通過者に対する二次 審査参加依頼
12	令和8年10月28日（水）	選定委員会による二次審査 （プレゼンテーション審査）
13	令和8年10月末 ～令和8年11月初旬	最優秀提案事業者の決定通知

16 事務局（問合せ先・提出先）

所在地：〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

担当部署：益城町 こども未来課 子育て支援係

TEL：096-286-3117（直通）

FAX：096-286-4523

E-mail：kodomo-propo@town.mashiki.lg.jp